

別表 1（認定品目：再生加熱アスファルト混合物）

認 定 基 準	
項 目	基 準
①対象資材	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト舗装の表層、基層等に用いる再生加熱アスファルト混合物で、骨材としてアスファルトコンクリート塊、鉄鋼スラグ（高炉スラグ、製鋼スラグ）、下水汚泥溶融スラグ又は一般廃棄物溶融スラグを使用しているもの。これら以外の再生資源を含有しないこと。 ・ 再生加熱アスファルト混合物の種類は、「舗装設計施工指針（（公社）日本道路協会）」に基づき、別表 1－1 のとおり区分する。
②品質性能	<p>以下のすべての項目に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 粒度範囲 最大粒径及び通過質量百分率は、別表 1－1 による。 ・ マーシャル安定度試験に対する基準値 マーシャル安定度試験に対する基準値は、別表 1－2 による。 ・ 骨材 <ul style="list-style-type: none"> a 使用する下水汚泥溶融スラグ、一般廃棄物溶融スラグは、単粒度溶融スラグ（徐冷スラグ）、溶融スラグ細骨材（水砕スラグ、徐冷スラグ）を対象とし、JIS A 5032 の「4. 品質」に適合すること。ただし、粒度については、当該基準に適合するよう努めること。 b 鉄鋼スラグを使用する場合は、JIS A 5015に適合していること。
③再生資源の含有率	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルトコンクリート塊を、製品重量比の 20%以上含んでいること。 ・ 鉄鋼スラグ、下水汚泥溶融スラグ、一般廃棄物溶融スラグを使用する場合は、その合計重量が製品重量比の 5%以上であること。 ・ 環境負荷低減等の効果が認められるものについては、この含有率の限りでない。
④環境安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄鋼スラグ、下水汚泥溶融スラグ又は一般廃棄物溶融スラグを再生資源として使用する場合は、製品又は再生資源が溶出量基準Ⅱ群及び含有量基準群（シアンに係る基準を除く。）に適合すること。 ・ アスファルトコンクリート塊のみを再生資源として用いる場合は、基準は適用しない。 ・ 上記に定める物質以外の溶出、含有が懸念される場合は、懸念される物質が基準に適合していること。
⑤品質管理	<p>公的規格等取得工場で製造等がなされ、当該規格等に沿った品質管理がなされること。</p>
⑥環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表 1－3 に示す項目について、総合的に環境負荷が増大しない、又は環境負荷低減効果があること。

別表 1-1 再生加熱アスファルト混合物の種類と粒度範囲

混合物の種類	再生粗粒度アスファルト混合物 (20)	再生密粒度アスファルト混合物		再生細粒度アスファルト混合物 (13)	再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13)	再生密粒度アスファルト混合物		再生細粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	再生細粒度アスファルト混合物 (13F)	再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	再生開粒度アスファルト混合物 (13)
		(20)	(13)			(20F)	(13F)				
仕上り厚 (cm)	4~6	4~6	3~5	3~5	3~5	4~6	3~5	3~5	3~4	3~5	3~4
最大粒径 (mm)	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13
通過質量百分率 %	26.5mm	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	19 mm	95~100	95~100	100	100	95~100	100	95~100	100	100	95~100
	13.2mm	70~90	75~90	95~100	95~100	95~100	95~100	95~100	95~100	95~100	95~100
	4.75mm	35~55	45~65	55~70	65~80	35~55	52~72	60~80	75~90	45~65	23~45
	2.36mm	20~35	35~50	50~65	30~45	40~60	40~60	45~65	65~80	30~45	15~30
	600μm	11~23	18~30	25~40	20~40	25~45	40~60	40~65	40~65	25~40	8~20
	300μm	5~16	10~21	12~27	15~30	16~33	20~45	20~45	20~45	20~40	4~15
150μm	4~12	6~16	8~20	5~15	8~21	10~25	15~30	15~30	10~25	4~10	
75μm	2~7	4~8	4~10	4~10	6~11	8~13	8~15	8~15	8~12	2~7	

別表 1-2 マーシャル安定度試験に対する基準値

混合物の種類	再生粗粒度アスファルト混合物 (20)	再生密粒度アスファルト混合物 (20)(13)	再生細粒度アスファルト混合物 (13)	再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13)	再生密粒度アスファルト混合物 (20F)(13F)	再生細粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	再生細粒度アスファルト混合物 (13F)	再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	再生開粒度アスファルト混合物 (13)
突固め回数	C 交通以下 75				50				75
	B 交通以上 50								
空げき率 %	3~7	3~6		3~7	3~5		2~5	3~5	----
飽和度 %	68~85	70~85		65~85	75~85		75~90	75~85	----
安定度 kgf	500以上	500(750)以上 ⁽²⁾		500以上			350以上	500以上	350以上
kN	4.90以上	4.90(7.35)以上 ⁽²⁾		4.90以上			3.43以上	4.90以上	3.43以上
フロー値 1/100cm	20~40						20~80	20~40	

注

(1)積雪寒冷地域の場合や、C交通であっても流動によるわだち掘れのおそれが少ないところでは50回とする。

(2) () 内はC交通以上で突固め回数を75回の場合とする。

(3)水の影響を受けやすいと思われる混合物又はそのような箇所に舗設される混合物の場合は、次式で求めた残留安定度が75%以上であることが望ましい。

$$\text{残留安定度 (\%)} = (60^\circ\text{C、48時間水浸後の安定度} / \text{安定度}) \times 100$$

(4)安定度/フロー値は、一般地域で20~50 (0.20~0.49)、積雪寒冷地域で15~45 (0.15~0.44) の範囲が必要である。

別表 1 - 3 環境負荷増減状況

	段階	新材製品との比較内容
環境負荷増減検討項目	製造	ア 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大していないか。
	流通	イ 新材による製品製造に比べ、原料や製品の運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質等による環境負荷を与えないか。
	使用消費	ウ 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵等として排出される可能性はないか。
	廃棄	エ 廃棄時に新材による製品に比べ処理困難物とならないか。埋立等により生態系の破壊を引き起こさないか。
	再リサイクル	オ 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取組は実施しているか。 カ 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。